

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、日々変化する経営環境を的確に把握し対応するとともに、継続的な企業価値の向上、健全で透明性の高い効率的な経営を実現する上で、コーポレート・ガバナンス（企業統治）は経営上最も重要な課題のひとつと位置付けております。

経営の意思決定や監督と業務執行の分離化を図ることで、迅速かつ効率的な経営を実現し、戦略性と機動性に富んだ経営活動を行うことを基本方針としております。

「社会的使命に徹し、ME機器の開発を通じて、医学の進歩に寄与する。」を理念に掲げ、“CSR（企業の社会的責任）”への取り組み、各ステークホルダーとの信頼関係を構築し、企業価値の向上に努めていきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
福田 孝太郎	3,470,137	22.78
日本生命保険相互会社	752,870	4.94
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 きらぼし銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	695,100	4.56
株式会社三菱UFJ銀行	677,920	4.45
ビービーエイチ フィデリティ ピューリタン フィデリティ シリーズ インタリシック オポチュニティズ ファンド	650,000	4.27
福田 礼子	644,950	4.23
株式会社みずほ銀行	521,220	3.42
株式会社北陸銀行	500,000	3.28
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	435,000	2.86
福田 百合子	367,294	2.41

支配株主（親会社を除く）の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、支配株主を有しておらず、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
杉山 昌明	公認会計士								△			
佐藤 幸雄	その他											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉山 昌明	○	公認会計士・税理士	長年にわたり、公認会計士・税理士として活躍され、企業会計・税務に精通しており、財務及び会計に関する高い見識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断致しました。
佐藤 幸雄	○	----	長年にわたり臨床医として活躍され、社会学・医療経済等に関する豊富な知見を有しており、その知見を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断致しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会の場において、監査概要報告書に基づく監査の方法と結果について詳細な報告を定期的に受け、率直な意見の交換等を行い連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
後藤 啓二	弁護士													
廣江 昇	その他													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
後藤 啓二	○	弁護士	独立した第三者の立場から客観的・中立的な視点による監査業務、ならびに弁護士という高い専門性に基づくコンプライアンス体制への助言等を果たすことが期待できると判断致しました。
廣江 昇	○	----	長年にわたり金融機関で培った高い見識に加え、学校法人の経営に携わった豊富な経験を有しており、これらの見識や経験を活かして、公正不偏の立場で当社取締役の業務遂行全般について監査いただけると判断致しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度として、2016年6月29日開催の第69回定時株主総会でご承認いただきました「株式給付信託」を導入しております。

業績連動報酬に係る指標及び額は、業績向上への動機づけとなることを目的として当事業年度の連結売上高、連結経常利益額及び連結当期純利益額に連動させ、各取締役の業務執行状況を加味した上で算出します。

額の決定は、「役位に応じた基準ポイント」と「前事業年度からの業績指標の増減率に応じて連動させる業績連動係数」を乗じて算出した値を当事業年度のポイント数とし、退任時までに付与されたポイントを合計した数に応じた当社普通株式（1ポイントにつき1株に換算されます）を退任時に給付します。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

取締役（社外取締役を除く）	4名	424百万円（基本報酬 216百万円、賞与 183百万円、業績連動型株式報酬 23百万円）
監査役（社外監査役を除く）	3名	9百万円（基本報酬 7百万円 賞与 1百万円）
社外役員	4名	16百万円（基本報酬 14百万円 賞与 2百万円）

（注）1. 上記には、当事業年度中に退任した監査役2名を含んでおります。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 2016年6月29日開催の第69回定時株主総会において決議された業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」のもとで、当社取締役（社外取締役を除く）を対象として、本制度で定める役員株式給付規程に基づき、107百万円（3事業年度）を提出しております。なお、本制度の対象人数は2020年3月末時点で4名です。

4. 2005年6月29日開催の第58回定時株主総会において「役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」を決議いただいております。当事業年度末における今後の打ち切り支給予定額は、取締役2名に対し816百万円を退任時に支給する旨となっています。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

福田 孝太郎	278百万円（基本報酬 157百万円、賞与 110百万円、業績連動型株式報酬 10百万円）
白井 大治郎	127百万円（基本報酬 48百万円、賞与 69百万円、業績連動型株式報酬 9百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、フクダグループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する報酬体系とし、優秀な人材を確保・維持できる報酬水準とすることを基本方針とします。具体的には、基本報酬（月額報酬）と賞与、及び業績連動型株式報酬（社外取締役を除く）で構成します。また、報酬体系・水準は、経済情勢や当社業績、他社水準、及び独立社外取締役の意見等を踏まえて見直しを行うこととします。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて総合的に勘案して決定するものとします。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

(1) 賞与

各事業年度の連結経常利益に連動させ、各取締役の業績への貢献度等を加味した上で算出された額を、賞与として毎年一定の時期に支給します。

(2) 業績連動型株式報酬（社外取締役を除く。）

業績連動型株式報酬として、「株式給付信託（BBT（Board Benefit Trust））」を採用します。

BBTに係る指標及び額は、業績向上への動機づけとなることを目的として各事業年度の連結売上高、連結経常利益額及び連結当期純利益額に連動させ、各取締役の業務執行状況を加味した上で算出します。

また、額の決定は、「役位に応じた基準ポイント」と「前事業年度からの業績指標の増減率に応じて連動させる業績連動係数」を乗じて算出した値を当事業年度のポイント数とし、退任時までに付与されたポイントを合計した数に応じた当社普通株式（1ポイントにつき1株に換算）を退任時に給付します。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
業績連動性が高く、適切なインセンティブとするため、報酬等の種類ごとの比率は、

「基本報酬」：「賞与」：「業績連動型株式報酬」＝5：4：1

を目安とします。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額の決定に際しては、取締役会の決議にもとづき代表取締役が委任を受けるものとし、その権限の内容は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社の業績や各取締役の役位、前事業年度の業務執行状況や当事業年度の役割期待等を総合的に勘案し、決定するものとします。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役、社外監査役の専任スタッフは配置していませんが、社外取締役、社外監査役は取締役会において、事務局の社長室または人事総務部のスタッフがサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項に関しては、以下の通りです。

・当社は、日々変化する経営環境を的確に把握し対応するとともに、継続的な企業価値の向上、健全で透明性の高い効率的な経営実現を、経営上もっとも重要な課題のひとつと位置づけ、経営の意思決定や監督と業務執行の分離化を図ることで、迅速かつ効率的な経営を実現し、戦略性と機動性に富んだ経営活動を行うことを基本方針としております。

・業務執行状況の監督ならびに経営上の重要事項については、「取締役会」を毎月1回以上開催し、意思決定を行っております。

・業務執行に関して経営幹部層で構築する「経営会議」を毎月1回以上開催し、重要執行方針を協議しております。

・管理監督部門として社長室を設置し、子会社を含めたグループ経営に係る管理、指導と情報管理、企業情報の適時開示などを行っております。

・顧問弁護士には、法律上の判断を必要とする場合に適時アドバイスを受けております。

・取締役会を構築する各役員の経歴も多様であり、社外監査役を含め各役員の知見に基づく活発な意見交換を経て意思決定を行っており、経営監視機能は確保されていると考えております。

社外取締役には独立的な立場からの、経営に対する監督機能強化を期待しております。

・監査役会は4名の監査役（うち社外監査役2名）から構成されており、取締役会等の重要な会議に出席し、監査業務担当の立場から必要に応じた意見交換を行うとともに、会社の業務運営全般にわたるチェック機能の強化に取り組んでおります。

また、社外監査役は、いずれも当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を有していない独立性の高い監査役であります。

なお、監査役のサポート組織として「監査役室」を設置し、専任スタッフを配置して、監査業務の一層の強化を図っております。

・2019年度は12回に及び「取締役会」を開催し、法令で決められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行状況を監督しております。

・会計監査人である、有限責任 あずさ監査法人からは会計監査を通じて、業務運用上の改善に繋がる提案を受けており、当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

寺田 昭仁、越智 一成

公認会計士 6名 その他 4名

（注）その他は、公認会計士試験合格者等です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会による業務執行の監督機能と監査役会による監査機能を有する監査役会設置会社です。

当社取締役会は、適正かつ迅速な意思決定を行うため、毎月1回開催する取締役会はもとより、随時必要に応じて臨時取締役会を招集する等、機動的な運営を行える体制をとっております。

取締役会を構成する各役員の経歴も多様であり、社外監査役を含め各役員の知見に基づく活発な意見交換を経て意思決定を行っており、経営監視機能は確保されていると考えております。

また、社外取締役には独立的な立場からの、経営に対する監督機能強化を期待しております。

なお、監査役のサポート組織として「監査役室」を設置し、専任スタッフの配置による監査役機能強化を図る等のガバナンス強化に取り組んでおります。

これらの取組みにより、継続的に企業価値を向上させ、経営における透明性の高いガバナンス体制を維持できると考え、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年は、法定期限よりも1日早い6月10日に招集通知の発送を行いました。また、東京証券取引所及び当社のホームページでの開示を6月9日に行いました。今後につきましても、出来るだけ早期で開示・発送を行えるよう努めていきます。
電磁的方法による議決権の行使	2020年より、議決権の電子行使方式を採用しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を年1回以上開催し事業の詳細について説明を実施しております。(本年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、説明会を中止致しました。) また、アナリスト・機関投資家向けの説明会資料は開催後弊社ホームページ上に掲載し、ステークホルダーの皆様を開示しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示の観点から四半期財務情報の開示を実施し、詳細な財務・業績の概況およびそれに伴うリスク情報を併せて開示しております。四半期財務情報については過去分も含め掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室管轄の経営企画部がIR関連の問合せ対応をおこなっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境負荷の低減・環境保全に向けた取り組みの一環としてのISO14001の取得、スポーツの振興と人々の健康促進への貢献の一環としてのネーミングライツ取得。 千葉県白井事業所は2002年3月に白井市より要請を受け、敷地の一部をドクターヘリのヘリポートとして提供しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システム構築の基本方針は以下の通りです。

今後も当該方針に基づいた体制並びに運用方法を適時見直し、内部統制システムの実効性向上に努めてまいります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループ各社の取締役及び従業員が創業の理念「社会的使命に徹し、ME機器の開発を通じて、医学の進歩に寄与する」に基づき、日々の事業活動の中でこれを実践し、広く社会に貢献するために遵守すべき基本事項を定めた「フクダグループ行動規範」を周知徹底し、積極的に遵守・実践を図っております。

コンプライアンスの確実な実践のため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。また、内部統制制度に対する適切な対応のため、本社内部統制部、及びフクダグループ各社／各部門に内部統制責任者と担当者を任命し、取り組みを推進しております。

内部通報窓口（フクダヘルプライン）を設置し、組織的または個人によるコンプライアンス違反の早期発見と是正を図り、公正かつ透明な企業活動に徹し、コンプライアンス経営の強化に努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、法令並びに社内諸規程に従い情報毎に定める保存期間中は検索・閲覧が可能な状態で、責任部署において適切に管理・保存されております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全ての部門や従業員が連携して、フクダグループのリスクを適切に管理し、経営目標の達成に取り組むべく、ビジネスリスクの収集・分析等を厳正に行い、適切な経営戦略や経営計画の策定に努めております。

代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社グループの業務全般に係る諸リスクを適切に管理し、対応する体制を構築しております。

情報漏えい、事故・災害等、緊急の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指示に基づき、速やかに「緊急対策本部」を設置し、適切かつ迅速に対応いたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務執行状況の監督並びに経営上の重要事項については「取締役会」を毎月1回以上開催し、意思決定を行っております。

業務執行に関して経営幹部層で構成する「経営会議」を毎月1回以上開催し、重要執行方針を協議しております。

執行役員制度により、経営の意思決定機能と業務執行機能を明確に区分し機能強化を図っております。

社内規程により取締役・執行役員・使用人に関する職務権限を定め効率的に職務執行が行われる体制を確保しております。

(5) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ全社に適用する「フクダグループ行動規範」を定め、それに従って業務運営を行っております。

フクダグループ全体の状況に対する内部監査を実施しています。

内部監査の結果は、問題点の改善・是正に関する提言を付して代表取締役社長に報告されるほか、コンプライアンス・管理委員会、及び監査役会にも報告されております。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室は監査役または監査役会の職務遂行を補助しております。

監査役室所属員の人事異動に関しては事前に監査役の同意を得て行っております。

(7) 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は監査役会又は監査役に対し、当社グループの経営にリスクを与える事実や著しい損害が発生する恐れのある場合、職務執行に関し重要な法令違反や定款違反がある場合、不正行為が認められる場合、その事実や内部監査の結果を遅滞なく報告する事になっております。

監査役会及び監査役は必要に応じ取締役や使用人に対し報告を求めることが出来ます。

監査役は「取締役会」や「経営会議」等の重要な会議に出席し職務執行状況を把握するとともに、必要な場合は積極的に意見表明を行っております。

(8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役はそれぞれ業務の分担等に従い重要な会議、主要な事業所等の実地調査を行い、結果について代表取締役社長並びに監査役会に報告し、監査情報の共有に努めております。監査役会は会計監査人から定期的に監査の方法と結果について詳細な説明を受けるとともに、率直な意見交換を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは「フクダグループ行動規範」において反社会的行為への関与の禁止を謳いグループ役職員に周知徹底を図るとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える個人やグループとの関わり合いが起きたときには、社内協力体制をとり、法令に基づき組織的かつ毅然とした対応を行います。

事案発生時には、関係行政機関や法律専門家と迅速に連携して、適切に対応する体制を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

不適切な支配の防止のための取組み

当社は、2006年6月29日に開催された第59回定時株主総会におきまして、フクダ電子株式の大規模買付行為に関する対応策「買収防衛策」（以下「本プラン」といいます。）の導入に関し、承認可決いただきました。

これは、大規模買付行為がなされようとする場合における対応策を定めたものであります。

対応策を要約しますと、買付行為の目的・方法及び内容等が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資するものであるかどうかについて、大規模買付者に対して情報提供を求めるとともに、取締役会による評価や代替案の提示を目的とした大規模買付ルールを定め、交渉を行います。そして、買付ルールが遵守されない場合や、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付、買付の条件が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適切な買付の場合には、企業価値評価特別委員会（以下、「特別委員会」といいます。）の諮問を経て、本プラン発動の検討を行います。

具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方法として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができるとされていること、有効期限が株主総会後に最初に開催される取締役会終了時点までであること、企業価値・株主価値向上の観点から取締役会によりいつでも廃止できるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図 コーポレートガバナンスの体制】

